

別紙

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）  
に対する修正案

議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）の一部を  
次のように修正する。

第1条中

「

第2条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、  
第3号の次に次の1号を加える。

(4) 支所部

第5条（見出しを含む。）中「地域振興部」を「地域共創部」に改める。

第14条を第15条とし、第6条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第  
5条の次に次の1条を加える。

（支所部の事務分掌）

第6条 支所部において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 支所の統括に関すること。

」

を

「

第5条（見出しを含む。）中「地域振興部」を「地域共創部」に改める。

」

に改める。

第3条中

「

第11条第2項中「，教育委員会教育次長」を「及び教育委員会教育部長」  
に改め、「及び三次市支所設置条例施行規則（平成16年三次市規則第5号）  
第3条に規定する支所長」を削る。

」

を

「

第11条第2項中「，教育委員会教育次長」を「，教育委員会教育部長」  
に改める。

」

に改める。

第4条を削り，第5条を第4条とし，第6条を第5条とする。

(以下参考)

三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)修正案新旧対照表

第1条(三次市行政組織条例の一部改正)

修 正 案	現 行
(設置) 第2条 市に次の部を置く。 (1)及び(2) 略 (3) 地域共創部 (4)～(9) 略 ( <u>地域共創部の事務分掌</u> ) 第5条 <u>地域共創部</u> において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(12) 略	(設置) 第2条 市に次の部を置く。 (1)及び(2) 略 (3) 地域振興部 (4)～(9) 略 ( <u>地域振興部の事務分掌</u> ) 第5条 <u>地域振興部</u> において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(12) 略

第3条(三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部改正)

修 正 案	現 行
(防止対策委員会の組織) 第11条 略 2 委員長は、三次市副市長の事務分担に関する規則(平成20年三次市規則第34号)(以下この項において「事務分担規則」という。)第2条第1号に掲げる副市長をもって充て、副委員長は、事務分担規則第2条第2号に掲げる副市長をもって充て、委員は、教育長、三次市行政組織規則(平成16年三次市規則第3号)第6条に規定する部長等、市立三次中央病院病院長、市民病院部事務部長、議会事務局長、 <u>教育委員会教育部長</u> 及び三次市支所設置条例施行規則(平成16年三次市規則第5号)第3条に規定する支所長をもって充てる。	(防止対策委員会の組織) 第11条 略 2 委員長は、三次市副市長の事務分担に関する規則(平成20年三次市規則第34号)(以下この項において「事務分担規則」という。)第2条第1号に掲げる副市長をもって充て、副委員長は、事務分担規則第2条第2号に掲げる副市長をもって充て、委員は、教育長、三次市行政組織規則(平成16年三次市規則第3号)第6条に規定する部長等、市立三次中央病院病院長、市民病院部事務部長、議会事務局長、 <u>教育委員会教育次長</u> 及び三次市支所設置条例施行規則(平成16年三次市規則第5号)第3条に規定する支所長をもって充てる。